

平成30年5月25日

平成30年度 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する  
事務事業を実施する者の公募の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成30年4月13日～平成30年4月27日

<提案者>

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであるか。
- 2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

<提案者数及び採択者>

事業テーマ	提案者数	採択者
地域に根ざした木造住宅 施工技術体制整備事業に 関する事務事業	採択者の ほか1者	一般社団法人 木を活かす建築推進協議会